

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月22日
【会社名】	株式会社構造計画研究所
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 渡邊太門
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03)5342-1100 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 木村香代子
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03)5342-1100 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 木村香代子
【縦覧に供する場所】	株式会社構造計画研究所 大阪支社 (大阪府大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 御堂筋MTRビル5階) 株式会社構造計画研究所 名古屋支社 (愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋25階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年3月18日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年3月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式移転計画承認の件

2024年7月1日(予定)を効力発生日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転の方法により、純粹持株会社(完全親会社)である「株式会社構造計画研究所ホールディングス」を設立することに係る株式移転計画について株主の承認を求めるものであります。

第2号議案定款一部変更の件

定時株主総会の基準日制度に係る定款第14条を削除するものであります。また、株主総会資料の電子提供制度に係る定款第16条を削除するものであります。さらに、これらの変更に伴い、定款第15条を1条、第17条以下の各条項を2条ずつ繰り上げるものであります(これらの定款の一部変更を総称して、以下「本定款変更」という。)。なお、本定款変更は、2024年6月30日までに当該株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年7月1日にその効力を生じるものいたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 株式移転計画承認の件	33,301	1,047	2	(注)	可決 96.52
第2号議案 定款一部変更の件	34,238	112	0	(注)	可決 99.23

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上